

統計法第9条第4項ただし書における

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて（案）

平成21年3月9日

統計委員会決定

改正 平成30年 月 日

- 1（1） 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項ただし書における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。
- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
 - ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
 - ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
 - ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
 - ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいもの
 - ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
 - ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
 - ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
 - ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更
- （2） 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。
- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。